

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員等のステークホルダーの信頼に応えるとともに、健全で透明性が高く効率的な経営による企業価値の最大化を図っております。これら経営に対して、独立した社外取締役の選任と監査役会との連携による監督機能の強化を図り、その手段として内部統制システムを運営することにより、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社南青山不動産	4,530,300	6.40
株式会社C&I Holdings	4,147,700	5.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,760,000	5.30
株式会社レノ	2,962,000	4.20
株式会社シティインデックスホールディングス	2,693,600	3.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,889,700	2.70
株式会社シティインデックスホスピタリティ	1,648,000	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	844,400	1.20
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	837,800	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	817,600	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 **更新**

大株主の状況に掲載している持株比率は、自己株式14,234,378株を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
澤田 勲	公認会計士													
大西 又裕	学者													
須藤 修	弁護士													
田代 祐子	他の会社の出身者													
前川 充留	他の会社の出身者													
田淵 智久	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 勲	○	公認会計士、澤田勲事務所の所長	公認会計士および税理士としての専門的な知識経験と、ガバナンスや企業経営に関する高い見識を有しており、コンプライアンス上の問題の対応を牽引いただく。独立性を確保しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
			旧大蔵省および国税庁において税務、企業財

大西 又裕	○	横浜国立大学の客員教授、ライフネット生命保険株式会社の顧問	務等の監督行政に携わるなど、税務、会計、監査に関する豊富な経験および深い見識を有しており、当社のコンプライアンスに関する監視・監督機能の中核を担っていただく。独立性を確保しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
須藤 修	○	弁護士、須藤・高井法律事務所の創設パートナー、楽天銀行株式会社の社外取締役、三井倉庫ホールディングス株式会社の社外監査役、株式会社バンダイナムコホールディングスの社外監査役	弁護士として企業経営、コンプライアンス等に関する豊富な経験と専門的知識を有しており、当社のコーポレートガバナンスの強化とコンプライアンス体制を整備いただく。独立性を確保しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
田代 祐子	○	株式会社GI地域開発研究所の代表取締役、特定非営利営業法人未来開発研究所の理事長	国際的な会計・税務、コーポレートガバナンスや、ゴルフ事業を含む企業経営に関する豊富な実務経験を有しており、当社のガバナンス体制の強化や企業経営の視点からの当社の事業の成長に向けた具体的な助言等に加え、女性としての視点から、女性ゴルファー獲得にも貢献していただく。独立性を確保しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
前川 充留	○	特定非営利営業法人障がい者就業・雇用支援センターの理事	グローバルな企業において、CEOや取締役等として経営に関与した豊富な経験を有しており、当社の事業の成長に向けた具体的な助言等をいただいている。独立性を確保しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
田淵 智久	○	弁護士、潮見坂総合法律事務所の創設パートナー、株式会社バンダイナムコホールディングスの社外取締役、楽天銀行株式会社の社外監査役	弁護士として企業経営、コンプライアンス等に関する豊富な経験と専門的知識を有しており、当社のコーポレートガバナンスの強化とコンプライアンス体制を整備いただく。独立性を確保しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	1	1	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし

補足説明 [更新](#)

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名委員会を設置し、経営の透明性を高めます。なお、その他属性に該当する委員は、社外監査役1名を選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室および会計監査人から監査計画、監査実施状況、監査結果などについて報告を受け、定期的に(内部監査室とは月1回、会計監査人とは年4回)また必要に応じ意見交換を行い、相互に連携して監査の実効性と効率性の向上をめざしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
對田 恒雄	他の会社の出身者													
藏口 勝	他の会社の出身者													
廣渡 義紀	他の会社の出身者													
初川 浩司	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
對田 恒雄	○	——	事業会社での豊富な経験と幅広い見識を監査にいかしていただく。また、当社のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の抜本的な見直し、強化等の再発防止策について助言をいただく。独立性を確保しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
藏口 勝	○	——	事業会社での豊富な経験と幅広い見識を監査にいかしていただく。同氏が社友として所属するアサヒビール株式会社と当社グループとの取引は、当社グループの集中購買システムの厳正な審査のもと代理店を介し取引があるが、同氏はアサヒビール株式会社の社友の立場であり、同社および代理店の意向に影響されることはない。また、社外監査役として当社経営陣から独立した立場で当社経営に対する監査業務に専念していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
廣渡 義紀	○	社会福祉法人日本国際社会事業団の監事	事業会社における幅広い見識を監査にいかしていただく。独立性を確保しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
		公認会計士、初川公認会計士事務所の所長、農林中央金庫の監事(非常勤)、富	公認会計士として、大手監査法人において長年にわたり企業の会計実務に携わり、あらた監査法人代表社員を務めるなど、会計監査・リスク管理・コンプライアンス体制の強化等に関

初川 浩司	○	士通株式会社の社外監査役、株式会社スマート・リソースの社外監査役	する豊富な知識を監査にいかしていただく。独立性を確保しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定する。
-------	---	----------------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	10名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社は、2006年にストックオプション制度を導入し2013年4月末まで実施しておりましたが、本書提出日現在は、ストックオプションの付与を行っておりません。なお、取締役には役員持株会を通じた当社株式の購入を奨励しております。過去に付与したストックオプションの状況については、有価証券報告書、四半期報告書等に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

取締役の報酬総額(2015年3月期)
 常勤取締役 4名 118,343千円
 社外取締役 7名 44,215千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役報酬については、取締役報酬内規により、全社業績、取締役の使命や評価基準に基づいて、社長が役員報酬の原案を策定し、社長の指名する取締役との審議を経て、社長が決定します。なお、2005年2月22日開催の第25回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議しております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

各業務担当部署より必要な情報を伝達するとともに、取締役会・経営会議ほかの重要会議等の開催に際しては、資料の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、独立した社外取締役の選任と監査役会との連携を中心に、経営会議の設置、監査役による内部監査室・会計監査人の相互連携等を行い、経営に対する監督機能の強化と透明性の向上を図り、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(1) 取締役会は、取締役10名のうち監督機能を強化するため、独立性を確保している社外取締役は6名と過半数を占め、また男性9名・女性1名で構成されるなど、取締役のダイバーシティを確保し、当社以外でのキャリアを持つ人材の登用および女性の登用に配慮すると共に、会社の職務執行を決定および取締役の職務の執行を監督しております。

また、投資に関する迅速な意思決定を行う目的で、特別取締役制度を導入し特別取締役4名を置き、会社法第362条第4項第1号および第2号に掲げる事項のうち、所定限度額内のゴルフ場・ゴルフ練習場の取得などについては、特別取締役の決議によることができるものとしております。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

また、当社は、執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、経営の健全性と効率性の向上を図っております。

なお、当企業グループは、様々な組織再編を通じて、グループの経営管理・運営を担う当社とゴルフ場・ゴルフ練習場を所有・経営する子会社群ら構成されており、グループ全体の経営監督機能の強化のため、原則として子会社の取締役は当社取締役が兼務しております。

なお、当社は、経営トップに対する独立性を有し、かつ、企業活動に対する経験・見識が豊富な社外役員を継続的に推薦し株主総会において選任していただき、経営に対する透明性と監視機能の向上に努めております。なお、基準又は方針はございませんが、当社は独立性に関しては、過および現在において当社の主要株主企業の出身・業務執行者でなく、金融商品取引所等が「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素」として定める項目のいずれにも該当しない者が適当と考えております。

(2) 経営会議および執行役員会議

経営の機動性と透明性を確保するため、役付執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会付議事項の予備協議および重要な会社の業務執行に関する事項を社長決裁するための諮問機関とし、重要事項の調査、立案、検討、実施結果の把握を行っております。

一方、執行役員で構成される執行役員会議は、社長の業務執行方針を受け、経営上の業務執行に関する重要事項の協議と報告を行っております。

なお、経営会議と執行役員会議には常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(3) 監査役監査の状況

直前事業年度末の監査役員数は、常勤監査役1名・非常勤監査役3名、また男性4名の社外監査役4名で、補助する使用人は1名です。監査役会は、監査の方針、方法、職務分担を決定し、各監査役から監査状況の報告を受け協議のうえ監査報告書を作成します。監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会議他の重要会議に出席し、代表取締役と定期的(隔月)に連絡会を持ち、取締役等から業務の報告を聴取し、ゴルフ場・ゴルフ練習場の往査を行うなど、経営全般に対する監査機能を発揮しております。

なお、常勤監査役對田恒雄氏は、ソニー株式会社において財務および会計に関する業務に従事し、アイワ株式会社およびテルモ株式会社において経理財務担当役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役藏口勝氏は、アサヒビール株式会社において長年に亘り経営の立場で関与された経験から、経営に関する高い知見を有するものであります。監査役廣渡義紀氏は、ソニー株式会社において国際会計、企画管理等の業務に携わるほか、アイワ株式会社の取締役として経理・財務を担当し財務・会計を中心とする企業の経営全般に関する高い知見を有するものであり、また、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズの社外監査役を務めるなど、社外監査役としての職務に関する豊富な知識経験を有するものであります。監査役初川浩司氏は、公認会計士として、大手監査法人において長年にわたり企業の会計監査業務に携わり、日本公認会計士協会において会計制度員委員、監査第一委員会委員等を歴任するなど、会計監査ならびにリスク管理におよびコンプライアンス体制の強化等に関する豊富な実績・知識経験を有するものであります。また、米国SEC報告関連の監査、海外上場支援コンサルティングを専門分野とし、国際的な会計制度・実務にも精通しております。

(4) 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続

内部監査の担当部門である内部監査室は、独立性を確保するため社長直轄とし、専任のスタッフは直前事業年度末5名で構成されております。内部監査室は、子会社を含む事業所および本社各部署を対象に、内部監査計画に基づき業務監査を実施しております。内部監査終了後は速やかに監査報告書を作成して社長に報告し、被監査部門に対して問題点の改善指導を行っております。

(5) 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人からは毎期監査計画と監査体制について説明を受け、各四半期監査、期末監査終了後に監査実施状況や監査上の重要事項について説明を受けております。これら定期的な会合以外に重要事項については随時協議し連携をとっております。直前事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名および監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

板垣 雄士(有限責任監査法人トーマツ)、小口 誠司(有限責任監査法人トーマツ)

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、大会社、公開会社としてステークホルダーの信頼に応えるとともに健全で透明性が高く効率的な経営による企業価値の最大化を図るために次の企業統治の体制を採用しました。なお、当該企業統治の体制を採用する理由は、当社の業容および特性に合わせて、これまでとおり、社外取締役および社外監査役を継続的に選任することに加え、特別コンプライアンス委員会およびコンプライアンス委員会のチェック機能の独立性を含めた強化により当該体制が機能すると認識しているためであります。

(1) 取締役会

社長を議長とする取締役会は会社の職務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。2014年6月27日に開催した定時株主総会における取締役改選後の取締役会の員数は10名であります。なお、当社の定款で定める取締役の員数は10名以内であります。

(2) 監査役会および監査役会

当社は、監査役および監査役会を設置しております。2014年6月27日に開催した定時株主総会における監査役改選後の監査役の員数は4名であります。なお、当社の定款で定める監査役の員数は5名以内であります。

(3) 経営会議および執行役員会議

経営の機動性と透明性を確保するため、役付執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会付議事項の予備協議および重要な会社の業務執行に関する事項を社長決裁するための諮問機関とし、重要事項の調査、立案、検討、実施結果の把握を行っております。一方、2014年6月7日に選任いたしました執行役員11名で構成される執行役員会議は、社長の業務執行方針を受け、経営上の業務執行に関する重要事項の協議と報告を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、株主総会開催日の約3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を行っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2012年定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しました。また、国内外の機関投資家の実質株主判明調査を行った上で、招集通知などを送付し、議決権の行使を働きかけを行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページなどに、招集通知(要約版)などを掲載しております。
その他	株主総会における営業報告などにつきましては映像資料を用いて、出席された株主のみなさまにご理解を促進する工夫を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する基本的な考え方、情報開示の方法、将来の見通しに関する事項などを設定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年度(2014年4月～2015年3月)は、1回実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を実施し、社長および担当役員が決算(第2四半期決算)の報告および事業戦略などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報の専門ページを設け、決算短信などの適時開示情報および決算説明資料、アニュアルレポート(日本語版は要約版)、株主通信などの投資家向け情報を掲載しております。なお、株主通信を除くほとんどのIR資料は、原則、英訳版を作成しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アコーディア・ゴルフ コンプライアンスポリシー(企業行動憲章)において、当社を取り巻く様々なステークホルダー(顧客、株主、取引先、地域社会の方々)と健全で良好な関係を維持発展させることの重要性を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR部を統括部所に定め主要部門の部門長で構成する情報開示委員会を設置し、情報開示に関する基本方針を策定しております。本指針には、会社法や金融商品取引法等各種法令および証券取引所の定める規則を遵守し、「適時開示規則」に該当する情報を迅速に開示することにより、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの方々に適時・正確かつ公平に情報を開示するという方針を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で次のとおり決議しております。

(2006年5月16日制定、2008年3月11日改定、2012年5月9日改定、2012年9月24日改定、2015年4月27日改定)

【取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」といいます。)の業務の適正を確保するための体制】

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、原則として当社の社内規則を共通して適用し、当社は、関係会社管理規程に基づきその業務の適正を確保します。

(2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) 当社の役員(取締役、執行役員および監査役)は、原則として当社グループの役員を兼務すること、または、当社とその子会社との間で経営管理委託契約を締結することにより、当社グループの業務を統括し、かかる当社グループの役員としての職務や経営管理委託契約に基づく職務の執行に係る事項について、当社へ定期的に報告することを義務付けます。

(b) 当社グループにおける事業計画等の重要事項の策定は、当社取締役会の事前承認事項とします。

(3) 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、次に掲げる体制を整備します。

(a) 当社グループは、共通のコンプライアンスポリシーにおいて定める企業行動憲章により企業活動の理念を明確にするとともに、企業行動規範にガイドラインを設定し、当社グループ全体で遵法意識の醸成を図ります。

(b) 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名委員会を設置し、経営の透明性を高めます。

(c) 当社は、社外取締役を継続して選任することにより取締役の職務執行の監督機能の向上を図ります。

(d) 当社は、法令遵守・リスク管理・内部統制等の状況につき、経営トップに対する独立性を有しかつ企業活動に対する経験・見識が豊富な社外監査役により、的確な業務監査を実施します。

(e) 当社は、被監査部門から独立した内部監査室を設置し、あらかじめ定めた監査方針および監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施します。

(f) 当社は、当社グループにおけるコンプライアンス実践の支援指導のため、社長直属のコンプライアンス委員会を設け、また、取締役会の諮問機関として当社グループの取締役および執行役員のコンプライアンス調査を主目的とする特別コンプライアンス委員会を設けます。また、当社は、当社グループの役職員(執行役員を含む全役員・従業員、以下、「当社グループの役職員」といいます。)にコンプライアンスハンドブックを配布することなどにより、その周知徹底を図ります。

(g) 当社グループは、当社グループの役職員によるコンプライアンス違反の発見を容易にし、コンプライアンスのレベルを向上させ、風通しのよい職場環境を整備することを目的として、当社グループの役職員が利用し易い相談・報告窓口を複数整備し(社外の弁護士を相談・報告窓口とするコンプライアンスホットラインを含む)、今後もその充実を図ります。

(h) 当社グループは、反社会的勢力に対しては、社長の排除宣言を受けた関係マニュアルを定め、警察等とも連携して厳正な対応をします。

(4) 当社グループのリスク管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの企業リスクに対応するための組織として、コンプライアンス委員会、特別コンプライアンス委員会、危機管理委員会および情報管理委員会を設置します。各委員会においては、関連規程および対応マニュアルの整備ならびに企業リスクに対する事前予防を行い、また危機管理委員会は、これらに加えてコンテンツジェンシー・プラン等諸施策・諸対応を策定し、当社グループの役職員に周知します。万一、重大なリスクが発生した場合には、危機管理規程に基づいて対策本部を設置し、弁護士、会計士等外部専門家と連携して迅速に対応できる体制を敷きます。

(5) 当社グループ取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、取締役会での決定に基づく業務執行を効率的に行うために執行役員制を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することで、取締役総人員を適切に調整し、取締役会の意思決定の迅速化を図ります。取締役会は、原則月1回開催するほか、特別取締役制度を採用し、一定額未満のゴルフ場およびゴルフ練習場の買収案件等について迅速な意思決定を行います。

(b) 当社は、経営の機動性と意思決定プロセスの透明性を維持するため、社長のもとに経営会議ならびに投資委員会および予算委員会をおきます。取締役会に付議する当社グループの経営方針等重要案件については、経営会議または投資委員会もしくは予算委員会の協議を経たうえで、取締役会において決定を行います。当社は、当社グループ中期経営計画については、当該中期経営計画、年度総合予算の消化状況などを考慮し、事業年度ごとの当社グループ全体の部門別予算および総合予算を編成し、予算委員会の審議を経て、社長がこれを決定し、取締役会の承認を得ます。

(c) 当社は、社長のもとに業務執行権限を委譲された担当執行役員、各部門長等が組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、所定の手続きを経て業務を執行します。なお、当社グループの業務執行に関する社長決裁事項は、原則として経営会議への諮問を経て社長が決裁します。

(6) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程等の社内規則に従い、重要な会議の議事録、その他取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存および管理します。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の当社取締役からの独立性および当該職員に対する当社監査役による指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役の職務を補助する職員1名以上を配置します。かかる職員は他部署を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとします。

(b) 当該職員の人事異動および人事案件(評価、懲戒処分など)については、常勤監査役の事前同意を得たうえで行います。

(8) 当社監査役への報告に関する体制

(a) 当社グループの役職員は、報告対象となる会社および当社監査役に対して、法定の事項および社内規則により定期的に報告を行うこととされている事項について報告するほか、担当役職員は次の事項を遅滞なく報告します。

- ・当該会社に影響を及ぼす重要事項
- ・内部監査室が行う内部監査

・コンプライアンス問題に関する相談・報告制度による通報の有無、内容および対応状況

- (b)当社グループの役職員は、かかる役職員が属する会社または当社監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告します。
- (c)当社グループの役職員が、前項(8)(a)または(b)の規定にもとづき当社監査役に報告を行った場合に、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いがなされることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知します。
- (9)当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。なお、追加の監査費用については、職務の遂行に必要と認められる場合、予算の有無にかかわらず、監査役請求に応じて、支弁します。
- (10)その他当社監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)監査役は、重要な会議または委員会に出席し意見を述べることができます。
- (b)監査役は、議事録や稟議書等について、いつでも閲覧することができます。
- (c)代表取締役と監査役は、定期的に連絡会を持ちます。
- (d)当社は、監査役職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士、会計士等外部専門家と連携できる体制を整備します。

2. リスク管理体制の整備の状況

取締役会決議に基づき次の委員会を設置し企業リスクに対して適切に対応しうる体制を構築しております。

(a)危機管理委員会

災害、事故等を含む経営危機に対処するため、社長を委員長とする危機管理委員会を設置しております。グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、直ちに社長を本部長とした「対策本部」を設置し情報を適時・適切に収集するとともに適切に対応する体制を整えております。

(b)コンプライアンス委員会

法令遵守の強化・徹底をはかるために、コンプライアンス委員会(委員長は社長が任命)を設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合に、迅速な対応と再発防止策の実施を可能とする体制の強化に努めております。全社的な取り組みの強化の一環として、当社の役員・従業員がコンプライアンス上の問題に直面した場合の報告窓口として、内部通報制度を導入しています。通報や相談を通じて社内の潜在的なリスク情報を把握できるようにし、コンプライアンス違反の防止につなげています。

(c)特別コンプライアンス委員会

当委員会は、取締役会の決議により選任される委員長は社外取締役が務め、委員には1名以上の社外の有識者(外部委員)を登用し調査方法および調査結果について助言を受けます。委員は、法令、定款および会社規則にのみ従うことにより委員会としての判断基準の拡散を防ぎ、独立性を確保し、委員長が違反と判断した事項に関しては、緊急停止命令権を持つなど、取締役会の諮問機関として当社の取締役のコンプライアンス調査を目的としております。

(d)情報管理委員会

当委員会は、情報セキュリティと個人情報保護、すなわち、経営的に重要な資産と位置付けられる情報システムおよび会社が保持する文書を保護・管理し、また当社企業グループにおけるお客様の個人情報管理の徹底および関連法令・ガイドライン等の遵守を強化し個人情報を保護することを目的としております。

(e)投資委員会

当委員会は、社長を委員長とし、ゴルフ場・ゴルフ練習場の買収などの当社の重要な投資案件に関して、投資案件の収益性、事業戦略性、投資価格の妥当性、取引先の適格性、投資リスク等について協議・検討し、取締役会の諮問機関として適切な助言、提案等を行うことを目的としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

総務部を統括部署に定め、直前事業年度末において、本社および各事業所において、不当要求防止責任者を計173名設置しております。

事案が生じた場合は、総務部において情報を一元管理し、適宜、顧問弁護士との情報共有と対応を行っております。

また、コンプライアンスポリシーや代表取締役社長の排除宣言を受けた「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、各マニュアルの整備を行うとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会および各地域における暴力団対策協議会に加入し、情報の共有や担当者の研修等に利用しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

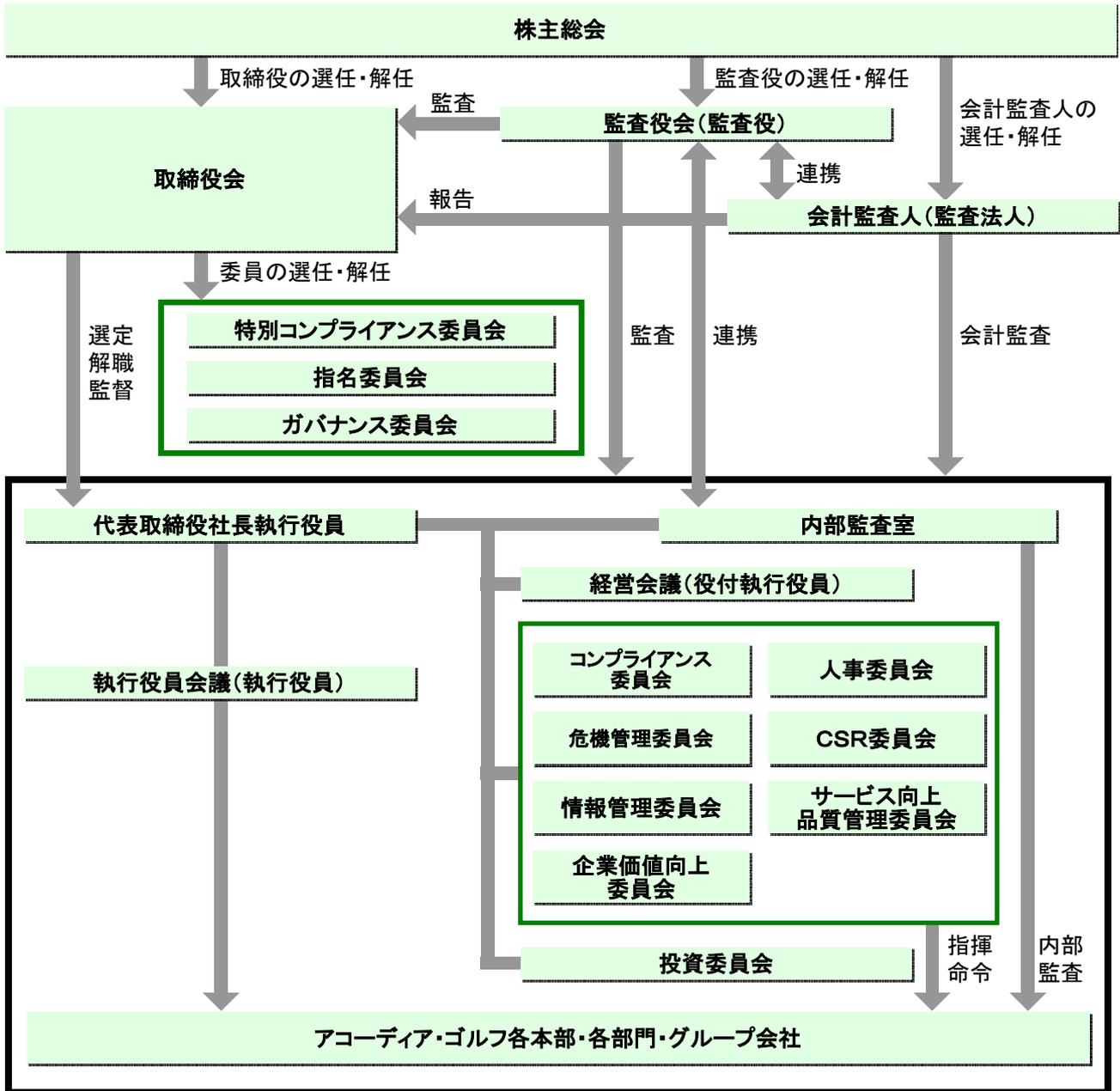
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

当社は、重要な発生事実などを速やかに収集および把握するため、委員長は取締役常務執行役員コーポレート部門担当とし、主な部門の長を委員として組織される情報開示委員会を設置しており、事務局は適時開示作業を行うIR部が担っております。委員会は、適時開示に関する社内各部署の連携体制の構築を図るとともに、ディスクロージャー・ポリシー、情報開示ガイドラインのグループ内への周知徹底を行います。

なお、決定事実のうち重要な決定事項については、毎月開催される定時および臨時取締役会にて決定しております。決議事項は情報取扱責任者よりIR部に速やかに報告され、必要に応じて適時開示を行う体制となっております。

コーポレート・ガバナンス体制



情報開示体制

